

# 審 査 基 準

令和元年6月26日作成

法 令 名 :	古物営業法
根 拠 条 項 :	第21条の5第1項又は第21条の6第1項
処 分 の 概 要 :	古物競りあっせん業に係る業務の実施の方法の認定
原権者(委任先) :	青森県公安委員会
法 令 の 定 め :	古物営業法施行規則第19条の4 (古物競りあっせん業に係る認定の申請) 古物営業法施行規則第19条の5 (古物競りあっせん業に係る認定の申請の欠格事由) 古物営業法施行規則第19条の6 (盗品等の売買の防止等に資する方法の基準) 古物営業法施行規則第19条の11 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請) 古物営業法施行規則第19条の5、第19条の12 (外国古物競りあっせん業者に係る認定の申請の欠格事由)
審 査 基 準 :	判断基準は、法令の定めによる。
標 準 処 理 期 間 :	40日以内
申 請 先 :	営業所の所在地を管轄する警察署生活安全課 (係)
問 い 合 わ せ 先 :	生活安全部生活安全企画課営業・危険物係 017-723-4211

備

考：